

1 趣旨

令和6年5月24日、道路交通法の一部を改正する法律が公布され、令和6年11月1日から、自転車の危険行為「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」に罰則が整備されることに伴い、運転免許を必要とせず、県民の手軽な移動手段である自転車の利用者に広く周知が必要であることからあらゆる機会を捉えて広報啓発活動を展開している。

2 広報活動

(1) 交通安全意識を高める効果が期待できる県民向け

- ア 法令講習等
- イ 免許管理課、免許試験課の広報ディスプレイの活用
- ウ ホームページ、SNS

(2) 広く県民向け

- ア 制度の存在の周知
 - ・ 交通情報板、ラジオ
- イ 制度の内容の周知
 - ・ 広報用チラシの作成、配布
 - ・ 新聞、交番ミニ広報

免許管理課デジタルサイネージ



交通情報板掲示状況

